

社会福祉法人幸健福祉会

役員報酬規程

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸健福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは定款第6条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつてその名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。
- 3 評議員選任・解任委員職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 4 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。
- 5 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬総額は年間30万円以内とする。

- 2 各々の理事及び監事に対する報酬は、別記1「理事及び監事の報酬」に定める額とする。
- 3 各々の評議員に対する報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。
- 4 各々の評議員選任・解任委員に対する報酬は、別記3「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支払)

第5条 報酬等は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅 費)

第6条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

(補 足)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 この規程は、平成19年3月16日から実施する。

附 則 この規程は、平成30年6月5日から実施する。

別記1 理事及び監事の報酬

理事及び監事：理事会・評議員会出席の都度 1人一律 5,000円

監事：監事監査実施の都度 1人一律 5,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律 5,000円

別記3 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会出席の都度 1人一律 5,000円